

# 結果の概要

## I 平成22年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成22年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、刑法犯、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反のすべての罪種において減少している。

また、少年被疑事件や外国人被疑事件（※2）の通常受理人員もそれぞれ減少傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

## II 被疑事件の受理

### 1 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成22年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,568,299人で、前年に比べると4.3%（71,316人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は3.2%（10,295人）、特別法犯は6.2%（6,889人）及び道路交通法等違反は7.9%（39,030人）それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷の通常受理人員は702,599人で、刑法犯全体の69.6%、総数の44.8%を占めるが、前年に比べると2.1%（15,102人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,568,299	100.0	-4.3
刑法犯	307,521	19.6	-3.2
特別法犯	104,830	6.7	-6.2
自動車による過失致死傷	702,599	44.8	-2.1
道路交通法等違反	453,349	28.9	-7.9

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

通常受理人員について、平成17年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、特別法犯については増加傾向にあったが、同20年にいったん減少し、同21年に増加に転じたが、同22年は再び減少している。その他の罪種においては減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	100	97	89	80	77	74
刑法犯	100	103	95	88	87	84
特別法犯	100	102	103	95	97	91
自動車による過失致死傷	100	97	91	83	80	79
道路交通法等違反	100	95	83	71	66	61

（注）1 平成17年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

### 2 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成22年における刑法犯の通常受理人員は1,010,120人で、前年に比べると2.5%（25,397人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較して見る（表3）と、放火（4.0%、39人）、殺人（3.8%、60人）などが増加したほかは、収賄・贈賄（17.2%、26人）、詐欺（12.4%、2,478人）、強盗（12.1%、610人）などが減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,010,120	100.0	-2.5
公務執行妨害	2,495	0.2	-6.3
放火	1,004	0.1	4.0
住居侵入	8,720	0.9	-0.2
文書偽造	3,506	0.3	-8.9
強制わいせつ・強姦	4,467	0.4	-1.8
賭博・富くじ	1,325	0.1	-2.4
収賄・贈賄	125	0.0	-17.2
殺人	1,619	0.2	3.8
傷害	37,135	3.7	-1.3
自動車による過失致死傷	702,599	69.6	-2.1
窃盗	155,817	15.4	-1.6
強盗	4,433	0.4	-12.1
詐欺	17,473	1.7	-12.4
恐喝	4,787	0.5	-7.5
横領・背任	29,612	2.9	-9.3
盗品等関係	2,315	0.2	-1.1
毀棄・隠匿	9,680	1.0	-3.9
暴力行為等処罰に関する法律	1,902	0.2	-12.1
その他の刑法犯	21,106	2.1	2.4

(注)「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成22年における特別法犯の通常受理人員は104,830人で、前年に比べると6.2% (6,889人) 減少している。

主な罪名別に前年と比較して見る(表4)と、著作権法違反(42.9%, 105人)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反(15.8%, 15人)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(11.1%, 209人)などが増加し、不正競争防止法違反(81.8%, 166人)、出入国管理及び難民認定法違反(20.4%, 1,153人)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(19.3%, 180人)などが減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	104,830	100.0	-6.2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	3,913	3.7	-0.1
銃砲刀剣類所持等取締法	6,280	6.0	-10.1
売春防止法	950	0.9	-5.9
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	2,090	2.0	11.1
ストーカー行為等の規制等に関する法律	209	0.2	-14.0
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	109	0.1	0.9
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	85	0.1	-5.6
著作権法	350	0.3	42.9
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8,562	8.2	-0.2
金融商品取引法	90	0.1	-18.9
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	754	0.7	-19.3
貸金業法	303	0.3	1.7
不正競争防止法	37	0.0	-81.8
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	110	0.1	15.8
出入国管理及び難民認定法	4,495	4.3	-20.4
その他の特別法犯	76,493	73.0	-6.0

なお、平成22年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較して見ると、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反(9.1%, 21人)、覚せい剤取締法違反(1.5%, 298人)はそれぞれ増加し、大麻取締法違反(21.0%, 924人)、あへん法違反(20.7%, 6人)、麻薬及び向精神薬取締法違反(9.8%, 102人)はそれぞれ減少している。

平成17年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年
大麻取締法	2,912 (100)	3,499 (120)	3,549 (122)	4,058 (139)	4,392 (151)	3,468 (119)
麻薬及び向精神薬取締法	1,150 (100)	1,145 (100)	1,328 (115)	1,337 (116)	1,038 (90)	936 (81)
覚せい剤取締法	23,143 (100)	20,144 (87)	20,288 (88)	18,266 (79)	19,365 (84)	19,663 (85)
あへん法	28 (100)	57 (204)	54 (193)	14 (50)	29 (104)	23 (82)
麻薬特例法	287 (100)	279 (97)	227 (79)	325 (113)	230 (80)	251 (87)

(注) ( ) 内の数は、平成17年を100とする指数である。

### III 被疑事件の処理

#### 1 既済及び未済の人員 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成22年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は1,579,067人で、未済となった被疑事件の人員の総数は13,588人である。前年に比べると、既済人員は4.3%(71,592人)、未済人員は1.1%(148人)減少している。

罪種別に前年と比較して見る(表6)と、既済人員については、刑法犯(3.0%, 9,657人)、特別法犯(6.2%, 7,084人)自動車による過失致死傷(2.2%, 15,933人)、道路交通法等違反(7.8%, 38,918人)はそれぞれ減少しており、未済人員については、特別法犯(3.4%, 79人)、自動車による過失致死傷(5.3%, 155人)、道路交通法等違反(5.4%, 87人)はそれぞれ増加し、刑法犯(6.8%, 469人)は減少している。

(※) 時効再起事件の人員(25人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,579,067	100.0	-4.3	13,588	100.0	-1.1
刑法犯	310,193	19.6	-3.0	6,413	47.2	-6.8
特別法犯	106,542	6.7	-6.2	2,382	17.5	3.4
自動車による過失致死傷	703,107	44.5	-2.2	3,082	22.7	5.3
道路交通法等違反	459,225	29.1	-7.8	1,711	12.6	5.4

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

また、平成22年における受理人員(旧受及び新受)総数(1,838,708人)に対する未済人員(13,588人)の割合は0.7%で、前年と同率である。

平成22年の既済率は、総数で99.1%で、前年と比較して0.1ポイント低下している。

平成17年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	99.3	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1
刑法犯	98.5	98.3	98.2	98.1	97.9	98.0
特別法犯	98.0	97.9	94.9	97.9	98.0	97.8
自動車による過失致死傷	99.6	99.6	99.6	99.5	99.6	99.6
道路交通法等違反	99.6	99.7	99.7	99.6	99.7	99.6

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。)}}{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。) + 未済人員数}} \times 100$$

## 2 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成22年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べると、起訴は518,253人で7.4%（41,341人）減少し、不起訴は913,356人で2.2%（20,867人）減少している。

既済事由別人員の構成比について、平成17年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合はほぼ横ばいに推移していたものが同20年から増加に転じたが、同22年は減少しており、略式命令請求は減少傾向にあって、起訴全体の割合は減少傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平 成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	40.3	38.4	35.9	34.3	33.9	32.8
公 判 請 求	6.8	6.6	6.6	7.0	7.2	6.9
略 式 命 令 請 求	33.4	31.7	29.3	27.3	26.7	25.9
不 起 訴	49.5	52.1	54.7	56.4	56.6	57.8
そ の 他	10.2	9.5	9.4	9.3	9.5	9.3

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成22年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比は、起訴猶予は92.0%、嫌疑不十分は5.7%、その他は2.3%でいずれも前年と同率である。

平成22年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は72.7%で、自動車による過失致死傷は9.6%である。

なお、刑法犯で起訴された人員について、平成17年以降の公判請求及び略式命令請求の構成比の推移は表9のとおりである。

公判請求の割合について、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は、平成18年から減少傾向にあったものが同20年から増加に転じたが、同22年は減少しており、自動車による過失致死傷については、ほぼ横ばいに推移していたものが同20年から増加に転じたが、同22年は減少している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平 成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	
刑 法 犯	公 判 請 求	47.7	47.5	46.2	47.4	48.0	46.6
	略 式 命 令 請 求	52.3	52.5	53.8	52.6	52.0	53.4
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公 判 請 求	80.2	77.3	73.8	74.0	74.6	72.7
	略 式 命 令 請 求	19.8	22.7	26.2	26.0	25.4	27.3
自動車による過失致死傷	公 判 請 求	9.1	9.2	9.3	9.9	10.0	9.6
	略 式 命 令 請 求	90.9	90.8	90.7	90.1	90.0	90.4

## 3 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成22年において刑法犯（自動車による過失致死傷を除く。）で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を見ると、20歳～24歳の構成比が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成17年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は減少傾向にあるものの、いずれの年においても最大値である。また、30歳～34歳も減少が続いている。

なお、60歳以上の構成比は増加傾向が認められる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平 成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	平 成 22 年		
						総 数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14 ～ 17 歳	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
18 ・ 19 歳	0.8	1.0	0.9	0.8	1.0	0.9	1.0	0.4
20 ～ 24 歳	15.7	15.5	14.7	13.7	13.8	13.3	13.9	10.0
25 ～ 29 歳	13.7	12.9	12.1	12.1	12.4	12.1	12.6	9.0
30 ～ 34 歳	14.2	13.0	12.4	12.0	11.5	11.2	11.5	9.1
35 ～ 39 歳	12.1	11.3	11.6	11.5	11.8	11.8	11.9	10.9
40 ～ 44 歳	9.6	8.9	9.2	9.4	9.8	10.1	10.2	9.6
45 ～ 49 歳	7.5	7.6	7.6	7.9	7.9	8.2	8.2	8.3
50 ～ 54 歳	7.7	7.6	7.3	7.1	6.9	6.9	6.9	7.1
55 ～ 59 歳	7.5	8.7	8.9	8.6	7.8	7.3	7.4	6.9
60 ～ 64 歳	5.0	5.4	5.8	6.4	6.5	6.8	6.7	7.6
65 ～ 69 歳	3.2	3.8	4.3	4.6	4.7	4.8	4.4	7.1
70 歳 以 上	3.0	4.3	5.2	5.8	5.9	6.5	5.3	13.9

#### 4 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成22年において起訴した人員は518,253人である。罪種別に見ると、刑法犯は91,322人で、起訴した人員の17.6%，特別法犯は58,237人で同11.2%，自動車による過失致死傷は64,387人で同12.4%，道路交通法等違反は304,307人で同58.7%である。

平成22年の起訴率は36.2%で、前年に比べると1.3ポイント低下している。

平成17年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、全般的に減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪種	平成					
	17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	44.8	42.4	39.6	37.8	37.5	36.2
刑法犯	46.8	43.6	43.6	44.4	43.9	42.5
特別法犯	66.1	62.8	60.2	57.2	55.9	56.3
自動車による過失致死傷	10.7	10.3	9.9	9.8	9.7	9.5
道路交通法等違反	81.7	77.4	72.7	69.7	71.1	70.2

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の起訴率について、平成17年以降の推移を主な罪名別に見る（表12）と、前年に比べると、収賄・贈賄（11.6ポイント），暴力行為等処罰に関する法律違反（2.9ポイント），公務執行妨害（1.7ポイント）などが上昇し，殺人（10.3ポイント），盗品等関係（8.7ポイント），賭博・富くじ（6.9ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪名	平成					
	17年	18年	19年	20年	21年	22年
公務執行妨害	44.2	60.5	64.5	66.7	61.3	63.0
放火	61.5	59.5	53.9	53.0	52.9	50.4
住居侵入	58.1	50.0	46.4	45.3	44.7	45.6
文書偽造	62.9	62.3	65.2	65.5	61.9	56.9
強制わいせつ・強姦	61.0	60.3	56.4	53.8	53.8	53.3
賭博・富くじ	56.4	46.4	54.7	60.6	60.3	53.4
収賄・贈賄	72.3	79.5	78.5	78.4	72.7	84.3
殺人	55.7	56.7	52.9	48.9	48.6	38.3
傷害	55.9	56.2	52.5	49.9	47.0	46.8
自動車による過失致死傷	10.7	10.3	9.9	9.8	9.7	9.5
窃盗	42.0	36.6	39.6	42.4	43.8	42.8
強盗	83.9	80.5	73.2	67.1	66.1	59.4
詐欺	69.3	67.2	64.3	64.2	65.4	60.1
恐喝	59.4	57.0	51.8	45.5	42.6	41.1
横領・背任	14.3	15.2	14.5	16.1	17.5	18.2
盗品等関係	52.9	49.7	42.6	47.0	34.8	26.1
毀棄・隠匿	27.4	28.3	27.1	26.3	25.5	24.9
暴力行為等処罰に関する法律	68.2	66.3	63.8	59.8	58.7	61.6

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

#### 5 処理期間（統計表第30，31表関係）

平成22年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯54.1%，特別法犯47.2%，総数52.1%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯82.6%，特別法犯で76.6%，総数で80.9%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯で92.1%，特別法犯で89.2%，総数で91.2%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪種	総数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
総数	478,877 (100.0)	249,672 (52.1)	137,820 (28.8)	49,441 (10.3)	18,045 (3.8)	18,417 (3.8)	4,840 (1.0)	540 (0.1)	102 (0.0)
刑法犯	345,745 (100.0)	186,876 (54.1)	98,625 (28.5)	32,731 (9.5)	11,480 (3.3)	12,062 (3.5)	3,436 (1.0)	435 (0.1)	100 (0.0)
特別法犯	133,132 (100.0)	62,796 (47.2)	39,195 (29.4)	16,710 (12.6)	6,565 (4.9)	6,355 (4.8)	1,404 (1.1)	105 (0.1)	2 (0.0)

(注) ( ) 内は、総数に対する構成比である。

## IV 少年被疑事件

### 1 通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成22年における少年被疑事件の通常受理人員は147,408人で、前年に比べると6.0% (9,476人) 減少している。

罪種別に前年と比較して見る (表14) と、特別法犯は8.7% (281人)、道路交通法等違反は8.3% (2,300人)、自動車による過失致死傷は5.9% (1,471人) 刑法犯は5.4% (5,424人) それぞれ減少している。

また、男女別構成比では、男子が80.4%を占めており、前年に比べると5.6% (7,020人) 減少し、女子も7.8% (2,456人) 減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	147,408	100.0	-6.0
刑法犯	95,543	64.8	-5.4
特別法犯	2,933	2.0	-8.7
自動車による過失致死傷	23,536	16.0	-5.9
道路交通法等違反	25,396	17.2	-8.3
男	118,461	80.4	-5.6
女	28,947	19.6	-7.8

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成17年以降の推移を罪種別に見る (表15) と、すべての罪種で減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪種	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	100	91	83	73	72	68
刑法犯	100	91	84	75	75	71
特別法犯	100	82	76	65	65	60
自動車による過失致死傷	100	92	86	74	69	65
道路交通法等違反	100	88	79	65	65	60
男	100	92	84	74	74	70
女	100	85	79	67	65	60

(注) 1 平成17年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

### 2 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成22年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別 (※) に見る (表16) と、前年に比べると、強制わいせつ・強姦 (14.7%, 65人)、盗品等関係 (3.2%, 50人)、傷害 (0.3%, 21人) が増加したほかは、殺人 (30.5%, 18人)、強盗 (25.3%, 256人)、放火 (20.4%, 19人) などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表 (その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。

以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	119,079	100.0	-5.5
公務執行妨害	218	0.2	-2.7
放火	74	0.1	-20.4
住居侵入	3,205	2.7	-4.0
文書偽造	77	0.1	-14.4
強制わいせつ・強姦	507	0.4	14.7
殺人	41	0.0	-30.5
傷害	7,020	5.9	0.3
自動車による過失致死傷	23,536	19.8	-5.9
窃盗	57,625	48.4	-4.7
強盗	756	0.6	-25.3
詐欺	1,090	0.9	-16.0
恐喝	1,555	1.3	-1.1
横領・背任	17,995	15.1	-8.8
盗品等関係	1,610	1.4	3.2
暴力行為等処罰に関する法律	484	0.4	-5.5
その他の刑法犯	3,286	2.8	-7.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は49人で113.0%（26人）増加したほかは、毒物及び劇物取締法違反は287人で44.6%（231人）、覚せい剤取締法違反は229人で30.8%（102人）、大麻取締法違反は205人で18.3%（46人）それぞれ減少している。

### 3 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7，9，10，27表関係）

平成22年における全被疑者（少年，成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は9.4%で、前年に比べると0.2ポイント減少している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成17年以降の推移を罪種別に見る（表17）と、全般的に減少傾向が認められる。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪種	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	10.3	9.6	9.5	9.3	9.6	9.4
刑法犯	36.9	32.8	32.5	31.4	31.8	31.1
特別法犯	4.2	3.4	3.1	2.9	2.9	2.8
自動車による過失致死傷	4.0	3.8	3.9	3.6	3.5	3.3
道路交通法等違反	5.7	5.3	5.4	5.2	5.6	5.6

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

平成22年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に前年と比較して見る（表18）と、少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、盗品等関係（2.8ポイント）、恐喝（2.1ポイント）、暴力行為等処罰に関する法律違反（1.7ポイント）などであり、減少している罪名は、強盗（3.0ポイント）、放火（2.2ポイント）、殺人（1.3ポイント）などである。

なお、少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は、盗品等関係（69.5%）、横領・背任（60.8%）である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪名	少年	成人
総数	11.8	88.2
公務執行妨害	8.7	91.3
放火	7.4	92.6
住居侵入	36.8	63.2
文書偽造	2.2	97.8
強制わいせつ・強姦	11.3	88.7
殺人	2.5	97.5
傷害	18.9	81.1
自動車による過失致死傷	3.3	96.7
窃盗	37.0	63.0
強盗	17.1	82.9
詐欺	6.2	93.8
恐喝	32.5	67.5
横領・背任	60.8	39.2
盗品等関係	69.5	30.5
暴力行為等処罰に関する法律	25.4	74.6
その他の刑法犯	10.2	89.8

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

#### 4 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

平成22年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受入人員を見る(表19)と、前年に比べると、14・15歳は5.9%(2,379人)、16・17歳は7.3%(2,990人)、18・19歳は3.4%(1,526人)それぞれ減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受入人員

年齢	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	119,079	100.0	-5.5
14・15歳	37,877	31.8	-5.9
16・17歳	37,868	31.8	-7.3
18・19歳	43,334	36.4	-3.4

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受入人員について、平成17年以降の年齢別構成比の推移を見る(表20)と、14・15歳の割合は増加傾向にあったが、平成22年は減少しており、16・17歳の割合は減少傾向が認められる。また、18・19歳の割合は減少傾向にあったが、平成22年は増加している。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受入人員の年齢別構成比の推移

年齢	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15歳	27.6	27.7	29.2	30.1	32.0	31.8
16・17歳	33.8	33.8	32.9	33.3	32.4	31.8
18・19歳	38.6	38.5	37.9	36.6	35.6	36.4

## V 外国人被疑事件

#### 1 通常受入人員 (統計表第15, 21表関係)

平成22年における外国人被疑事件の通常受入人員は19,125人で、前年に比べると8.8%(1,850人)減少している。罪種別に対前年比を見る(表21)と、刑法犯は5.8%(640人)、特別法犯は12.1%(1,210人)それぞれ減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受入人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	19,125	100.0	-8.8
刑法犯	10,330	54.0	-5.8
特別法犯	8,795	46.0	-12.1



平成22年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルが上位にある。

前年に比べると、ナイジェリア（16.9%、27人）、ベトナム（9.2%、87人）、アメリカ合衆国（7.2%、29人）がそれぞれ増加し、イラン（28.1%、112人）、タイ（22.8%、127人）、ブラジル（19.9%、338人）などが減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	19,125	100.0	-8.8
中 国	5,694	29.8	-9.0
韓 国・朝 鮮	5,471	28.6	-4.6
フ ィ リ ピ ン	1,480	7.7	-18.5
ブ ラ ジ ル	1,362	7.1	-19.9
ベ ト ナ ム	1,032	5.4	9.2
ペ ル ー	586	3.1	-9.4
ア メ リ カ 合 衆 国	433	2.3	7.2
タ イ	430	2.2	-22.8
イ ラ ン	287	1.5	-28.1
ナ イ ジェ リ ア	187	1.0	16.9
そ の 他	2,163	11.3	-8.2

平成22年における来日外国人被疑事件（自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は14,993人で、前年に比べると14.1%（2,457人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は11.8%（989人）、特別法犯は16.2%（1,468人）それぞれ減少している。

また、平成22年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は78.4%で、前年に比べると4.8ポイント低下しており、罪種別では、刑法犯は71.6%で4.8ポイント、特別法犯は86.4%で4.2ポイントそれぞれ低下している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	14,993	100.0	-14.1	78.4
刑 法 犯	7,397	49.3	-11.8	71.6
特 別 法 犯	7,596	50.7	-16.2	86.4

平成22年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルなどが上位にある。

前年に比べると、ナイジェリア（17.8%、27人）、ベトナム（8.7%、79人）がそれぞれ増加し、イラン（29.5%、116人）、タイ（24.6%、134人）、ブラジル（21.0%、320人）などが減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	14,993	100.0	-14.1	78.4
中 国	5,298	35.3	-11.2	93.0
韓 国・朝 鮮	2,469	16.5	-21.2	45.1
フ ィ リ ピ ン	1,332	8.9	-20.5	90.0
ブ ラ ジ ル	1,206	8.0	-21.0	88.5
ベ ト ナ ム	989	6.6	8.7	95.8
ペ ル ー	518	3.5	-14.0	88.4
タ イ	411	2.7	-24.6	95.6
イ ラ ン	277	1.8	-29.5	96.5
ア メ リ カ 合 衆 国	258	1.7	-2.6	59.6
ナ イ ジェ リ ア	179	1.2	17.8	95.7
そ の 他	2,056	13.7	-10.0	95.1

## 2 罪名別通常受理人員（統計表第15，21表関係）

平成22年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、強制わいせつ・強姦（16.4%，23人），盗品等関係（13.7%，16人），詐欺（8.6%，40人）などが増加し，暴力行為等処罰に関する法律違反（29.7%，22人），殺人（25.3%，19人），強盗（21.9%，82人）などが減少している。特別法犯では，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（21.6%，156人），覚せい剤取締法違反（5.1%，51人）が増加し，外国人登録法違反（41.7%，20人），銃砲刀剣類所持等取締法違反（24.7%，61人）出入国管理及び難民認定法違反（22.3%，1,150人）などが減少している。

構成比で見ると，窃盗が26.5%と最も高く，次いで出入国管理及び難民認定法違反が21.0%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	19,125	100.0	-8.8
刑 法 犯	10,330	54.0	-5.8
公 務 執 行 妨 害	118	0.6	0.9
住 居 侵 入	210	1.1	-10.3
文 書 偽 造	507	2.7	-17.6
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	163	0.9	16.4
賭 博 ・ 富 く じ	60	0.3	-3.2
殺 人	56	0.3	-25.3
傷 害	1,547	8.1	-6.2
窃 盗	5,071	26.5	-3.1
強 盗	293	1.5	-21.9
詐 欺	503	2.6	8.6
恐 喝	108	0.6	-18.2
横 領 ・ 背 任	580	3.0	-19.4
盗 品 等 関 係	133	0.7	13.7
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	52	0.3	-29.7
そ の 他 の 刑 法 犯	929	4.9	-3.4
特 別 法 犯	8,795	46.0	-12.1
風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 する 法 律	879	4.6	21.6
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	186	1.0	-24.7
売 春 防 止 法	192	1.0	-4.0
大 麻 取 締 法	231	1.2	-16.0
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	188	1.0	-10.0
覚 せ い 剤 取 締 法	1,056	5.5	5.1
あ へ ん 法	7	0.0	-12.5
関 税 法	165	0.9	-16.7
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	4,017	21.0	-22.3
外 国 人 登 録 法	28	0.1	-41.7
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,846	9.7	-4.1

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成22年における全被疑者の通常受理人員（412,351人，自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は4.6%で，前年に比べると0.3ポイント低下している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると，刑法犯では，文書偽造（14.5%），強盗（6.6%），盗品等関係（5.7%）などが，特別法犯では，外国人登録法違反（93.3%），出入国管理及び難民認定法違反（89.4%），関税法違反（47.3%）などが高い割合を示している。

平成22年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と，刑法犯では，盗品等関係（20.0%，18人），強制わいせつ・強姦（15.9%，17人）が増加し，恐喝（36.6%，26人），殺人（32.8%，20人），賭博・富くじ（30.0%，12人）などが減少している。特別法犯では，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（12.5%，81人）が増加し，銃砲刀剣類所持等取締法違反（37.4%，70人），外国人登録法違反（35.9%，14人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	14,993	100.0	-14.1
刑法犯	7,397	49.3	-11.8
公務執行妨害	81	0.5	-6.9
住居侵入	134	0.9	-22.5
文書偽造	448	3.0	-18.7
強制わいせつ・強姦	124	0.8	15.9
賭博・富くじ	28	0.2	-30.0
殺害	41	0.3	-32.8
傷害	1,003	6.7	-13.4
窃盗	3,781	25.2	-8.0
強盗	232	1.5	-21.9
詐欺	319	2.1	-3.3
恐喝	45	0.3	-36.6
横領・背任	384	2.6	-23.7
盗品等関係	108	0.7	20.0
暴力行為等処罰に関する法律	32	0.2	-44.8
その他の刑法犯	637	4.2	-15.1
特別法犯	7,596	50.7	-16.2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	727	4.8	12.5
銃砲刀剣類所持等取締法	117	0.8	-37.4
売春防止法	155	1.0	-18.8
大麻及び向精神薬取締法	195	1.3	-4.4
麻薬及び向精神薬取締法	172	1.1	-13.1
覚せい剤取締法	772	5.1	-1.7
あへん法	6	0.0	-25.0
関税法	149	1.0	-19.9
出入国管理及び難民認定法	3,948	26.3	-22.9
外国人登録法	25	0.2	-35.9
その他の特別法犯	1,330	8.9	-11.3

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成22年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造(88.4%)、盗品等関係(81.2%)、強盗(79.2%)などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法違反(98.3%)、麻薬及び向精神薬取締法違反(91.5%)、関税法違反(90.3%)などが高い割合を示している。

## VI 被疑者の逮捕・勾留

### 1 逮捕(統計表第41, 43表関係)

平成22年に既済となった被疑事件(※)の人員のうち、逮捕された者(※)は132,295人で、前年に比べると4.2%(5,760人)減少し、同22年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は32.0%で前年より0.1ポイント低下している。

(※) 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27)と、逮捕された者の人員は、刑法犯は3.2%(3,146人)、特別法犯は6.6%(2,614人)それぞれ減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は30.7%、特別法犯は35.9%でそれぞれ前年より0.1ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪種	総数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	413,064	132,295	32.0	-4.2	280,769	68.0	-3.7
刑法犯	310,185	95,346	30.7	-3.2	214,839	69.3	-2.9
特別法犯	102,879	36,949	35.9	-6.6	65,930	64.1	-6.2

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成17年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成	18年	19年	20年	21年	22年
	17年					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	33.2	31.4	30.8	32.1	32.1	32.0
逮捕されなかった者	66.8	68.6	69.2	67.9	67.9	68.0

平成22年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は12,408人（12.5%）、同成人は119,864人（42.4%）であり、前年に比べると、少年は6.0%（796人）、成人は4.0%（4,952人）それぞれ減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は118,017人（36.3%）、同女子は14,278人（24.7%）であり、前年に比べると、男子は4.7%（5,793人）減少し、女子は0.2%（34人）増加している。

平成22年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が301人（0.2%）、警察から身柄送致が124,449人（94.1%）、警察で身柄釈放が7,545人（5.7%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が102人（25.3%）、警察から身柄送致が5,279人（4.1%）、警察で身柄釈放が379人（4.8%）それぞれ減少している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	132,295	100.0	-4.2
検 察 庁 逮 捕	301	0.2	-25.3
警 察 から 身 柄 送 致	124,449	94.1	-4.1
警 察 で 身 柄 釈 放	7,545	5.7	-4.8

また、平成22年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は81,014人（61.2%）、不起訴は39,209人（29.6%）、中止は65人（0.0%）、家庭裁判所送致は12,007人（9.1%）であり、前年に比べると、起訴は5.6%（4,791人）、不起訴は0.5%（203人）それぞれ減少している。

## 2 勾留（統計表第41、42、44表関係）

平成22年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は115,804人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の92.8%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は114,567人で、勾留請求した者の98.9%を占めている。

また、勾留された者（※）は114,592人で、前年に比べると4.8%（5,726人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成22年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べると、勾留中公判請求は58,741人で6.9%（4,351人）、勾留中略式命令請求は13,387人で0.3%（42人）、勾留中家裁送致は8,303人で7.7%（688人）、釈放は34,151人で1.9%（649人）それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	114,592	100.0	-4.8
勾 留 中 公 判 請 求	58,741	51.3	-6.9
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	13,387	11.7	-0.3
勾 留 中 家 裁 送 致	8,303	7.2	-7.7
釈 放	34,151	29.8	-1.9
そ の 他	10	0.0	66.7

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は3,632人（10.6%）、不起訴は29,759人（87.1%）、中止は41人（0.1%）、家庭裁判所送致は719人（2.1%）である。

平成22年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は75,771人（66.1%）、不起訴は29,817人（26.0%）、中止は41人（0.0%）、家庭裁判所送致は8,963人（7.8%）であり、前年に比べると、起訴は5.7%（4,554人）、不起訴は1.3%（408人）それぞれ減少している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構 成 比 (%)	対 前 年 比 (%)
総 数	114,592	100.0	-4.8
起 訴	75,771	66.1	-5.7
不 起 訴	29,817	26.0	-1.3
起 訴 猶 予	22,249	19.4	-4.4
嫌 疑 不 十 分	5,697	5.0	9.9
そ の 他	1,871	1.6	5.8
中 止	41	0.0	0.0
家 裁 送 致	8,963	7.8	-7.9

平成22年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は796人(0.7%)、10日以内は45,908人(40.1%)、15日以内は4,512人(3.9%)、20日以内は63,231人(55.2%)、25日以内は20人(0.0%)、25日を超えるは125人(0.1%)である。

なお、平成22年において勾留期間の延長を請求した者は67,986人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は67,865人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は46,380人で、延長が許可された者の68.3%を占める。

## Ⅶ 被疑者の前科関係

### 1 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

平成22年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は157,221人で全体の60.2%を占め、前年に比べると0.4ポイント低下している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に構成比を見ると、刑法犯は41.8%で前年と同数となっており、特別法犯は36.2%で前年より0.9ポイント上昇している。

（※）前科不詳者，法人，自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	261,051	157,221	103,830
男	225,277	128,571	96,706
女	35,774	28,650	7,124
刑 法 犯	167,087	97,257	69,830
男	142,823	77,899	64,924
女	24,264	19,358	4,906
特 別 法 犯	93,964	59,964	34,000
男	82,454	50,672	31,782
女	11,510	9,292	2,218

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成17年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平 成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	60.4	62.3	62.4	61.3	60.6	60.2
前 科 者	39.6	37.7	37.6	38.7	39.4	39.8

平成22年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に前年と比較して見る（表34）と、初犯者の割合が増加している罪名は、賭博・富くじ（4.8ポイント）、殺人（2.7ポイント）、収賄・贈賄（2.7ポイント）などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、盗品等関係（6.6ポイント）、暴力行為等処罰に関する法律違反（3.2ポイント）、恐喝（1.5ポイント）などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、賭博・富くじ、横領・背任、放火、強制わいせつ・強姦、殺人などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	53.7	46.3
放火	65.9	34.1
住居侵入	58.2	41.8
文書偽造	61.9	38.1
強制わいせつ・強姦	65.6	34.4
賭博・富くじ	72.3	27.7
収賄・贈賄	75.0	25.0
殺人	64.4	35.6
傷害	58.7	41.3
脅迫	51.3	48.7
窃盗	56.3	43.7
強盗	61.7	38.3
詐欺	54.8	45.2
恐喝	44.7	55.3
横領・背任	66.8	33.2
盗品等関係	50.9	49.1
毀棄・隠匿	53.6	46.4
暴力行為等処罰に関する法律	39.1	60.9

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

なお, 平成22年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について, 初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると, 初犯者の割合の高い罪名は, 外国人登録法違反(93.1%, 対前年度比3.5ポイント上昇), 公職選挙法違反(83.3%, 同1.5ポイント上昇), 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反(75.7%, 同3.2ポイント上昇), 薬事法違反(72.2%, 同0.9ポイント低下), 大麻取締法違反(68.6%, 同4.8ポイント低下), 児童福祉法違反(67.7%, 同2.5ポイント上昇)などである。また, 前科者の割合の高い罪名は, 覚せい剤取締法違反(71.2%, 対前年度比1.1ポイント上昇), 毒物及び劇物取締法違反(65.7%, 同1.0ポイント上昇)などである。

## 2 初犯者, 前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49, 50表関係)

平成22年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について, 初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると, 初犯者では刑法犯は46.0%(前年47.7%), 特別法犯は52.0%(同51.4%)であり, 前科者では刑法犯は66.7%(同69.4%), 特別法犯は74.9%(同74.2%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と, 公訴提起率が高い罪名は, 初犯者では強盗(95.8%), 強制わいせつ・強姦(91.6%), 殺人(89.9%), 収賄・贈賄(86.5%)などであり, 前科者では強盗(98.1%), 殺人(95.7%), 強制わいせつ・強姦(94.2%), 収賄・贈賄(93.8%)などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	62.6	70.1
放火	83.3	85.7
住居侵入	45.7	63.2
文書偽造	70.9	80.7
強制わいせつ・強姦	91.6	94.2
賭博・富くじ	50.7	65.4
収賄・贈賄	86.5	93.8
殺人	89.9	95.7
傷害	45.0	59.2
脅迫	61.4	64.8
窃盗	40.9	69.3
強盗	95.8	98.1
詐欺	71.9	75.8
恐喝	52.1	61.1
横領・背任	15.6	30.6
盗品等関係	33.6	48.0
毀棄・隠匿	59.6	72.5
暴力行為等処罰に関する法律	58.6	71.9

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また, 特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は, 覚せい剤取締法違反は初犯者91.0%, 前科者93.9%, 毒物及び劇物取締法違

反は初犯者85.7%，前科者89.6%，麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者81.8%，前科者83.0%，大麻取締法違反は初犯者70.6%，前科者74.6%などとなっている。

## Ⅷ 検察官の上訴

### 1 控訴（統計表第59，60表関係）

平成22年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか，検察官と検察官以外の者とが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は121人である。そのうち，検察官のみの控訴に係る人員は106人で，検察官が控訴した被告事件の87.6%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について，平成22年において既済となった人員を既済事由別に構成比を見る（表36）と，破棄自判の構成比が65.7%と最も高く，次いで控訴棄却が26.3%を占めている。

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	137	100.0
破 棄 自 判	90	65.7
破 棄 差 戻 し ・ 破 棄 移 送	2	1.5
控 訴 棄 却	36	26.3
控 訴 取 下 げ	—	—
そ の 他	9	6.6

また，検察官が控訴し，既済となった被告事件のうち，原判決が無罪の26人について既済事由別に見ると，破棄自判により新たに有罪としたは18人（69.2%），控訴棄却は7人（26.9%）などである。また，原判決が有罪の109人については，破棄自判により原判決より刑を重くしたは57人（52.3%），刑が同じは8人（7.3%），刑を軽くしたは1人（1.0%）で，控訴棄却は28人（25.7%）などである。

### 2 上告（統計表第59，61表関係）

平成22年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか，検察官と検察官以外の者とが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は5人である。また，検察官が上告した被告事件で，平成22年において既済となった人員は5人である。

## Ⅸ 確定裁判と刑の執行猶予

### 1 確定裁判（統計表第63表関係）

平成22年において確定裁判を受けた人員は473,226人で，前年に比べると6.0%（30,019人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と，有罪については，死刑（47.1%，8人），懲役（5.4%，3,717人），禁錮（0.3%，11人），罰金（6.1%，26,218人），拘留（62.5%，10人），科料（0.6%，19人）はそれぞれ減少している。

また，無罪は14.7%（11人）増加し，公訴棄却は8.5%（38人）減少している。

刑 の 種 類 等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	473,226	100.0	-6.0
死 刑	9	0.0	-47.1
懲 役	64,914	13.7	-5.4
禁 錮	3,351	0.7	-0.3
罰 金	401,382	84.8	-6.1
拘 留	6	0.0	-62.5
科 料	3,067	0.6	-0.6
無 罪	86	0.0	14.7
公 訴 棄 却	409	0.1	-8.5
そ の 他	2	0.0	-81.8

懲役，禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について，平成17年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と，懲役，禁錮及び罰金のいずれも減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑の種類	平成 17年	18年	19年	20年	21年	22年
懲役	100	95	87	83	81	76
禁錮	100	95	91	86	86	86
罰金	100	94	77	66	62	58

(注) 平成17年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成17年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る(表39)と、懲役の実刑については増加傾向にあり、禁錮の実刑については減少傾向にある。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区分	平成 17年	18年	19年	20年	21年	22年
懲役 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
懲役 実刑	39.6	41.8	41.9	41.9	42.0	42.6
懲役 執行猶予	60.4	58.2	58.1	58.1	58.0	57.4
禁錮 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
禁錮 実刑	6.4	6.4	5.9	5.6	5.7	4.4
禁錮 執行猶予	93.6	93.6	94.1	94.4	94.3	95.6

平成22年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別による構成比を前年と比較して見る(表40)と、懲役では、20年以下が10.4%(構成比は前年と同数)、20年を超えるが3.8%(構成比は前年と同数)それぞれ増加し、1年以下が4.2%(構成比は前年と同数)、3年以下が3.5%(0.3ポイント上昇)、5年以下が7.5%(0.4ポイント低下)、10年以下が0.2%(0.2ポイント上昇)、15年以下が14.1%(0.1ポイント低下)、無期が44.3%(0.1ポイント低下)それぞれ減少している。また、禁錮では1年以下が15.0%(2.3ポイント上昇)、3年以下が24.8%(1.5ポイント低下)、3年を超えるが33.3%(0.8ポイント低下)それぞれ減少している。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区分	人員	構成比(%)
懲役 計	27,672	100.0
懲役 1年以下	7,200	26.0
懲役 3年以下	15,897	57.4
懲役 5年以下	2,897	10.5
懲役 10年以下	1,300	4.7
懲役 15年以下	189	0.7
懲役 20年以下	85	0.3
懲役 20年を超える	55	0.2
懲役 無期	49	0.2
禁錮 計	148	100.0
禁錮 1年以下	34	23.0
禁錮 3年以下	106	71.6
禁錮 3年を超える	8	5.4
禁錮 無期	-	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

## 2 自由刑の刑の執行猶予(統計表第68, 69, 70, 71表関係)

平成22年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は40,450人で、前年に比べると5.8%(2,500人)減少している。

刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が37,242人(92.1%)、禁錮が3,203人(7.9%)であり、前年に比べると、懲役が6.4%(2,534人)減少し、禁錮が1.1%(34人)増加している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る(表41)と、執行猶予期間が3年以上の構成比が64.7%と最も高く、次いで4年以上が23.5%を占めている。



表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	40,450	100.0
1 年 以 上	14	0.0
2 年 以 上	1,130	2.8
3 年 以 上	26,176	64.7
4 年 以 上	9,503	23.5
5 年	3,627	9.0

平成22年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しが取り消された者は5,921人（取り消された刑の種類は、懲役5,905人、禁錮16人）で、前年に比べると247人（4.0%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は5,568人で、刑の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.0%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は833人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の15.0%を占めている。